

宗像市 玄海町 合併協議会だより

創刊号

●発行●
宗像市・玄海町合併協議会
(宗像市東郷995)
☎(36)1067

合併に関する意見などは、
合併協議会事務局へ

協議会は原則公開



第1回 宗像市 玄海町 合併協議会開催

規約や予算などで合意

宗像市と玄海町の合併問題を協議する「第1回宗像市・玄海町合併協議会」が4月17日、宗像市役所で開催されました。規約の報告や予算などの協議が行われました。この中で、同協議会は原則公開となり、住民に開かれた場で合併が議論されることになりました。

ズラリと並ぶテレビカメラ。居並ぶ記者。張りつめた空気……。全国初となる住民協議による合併協議会は、報道各社が見守る中、粛々とその幕を切って落とされました。

協議会では、まず、会長に瀧口凡夫宗像市長、副会長に木村久生玄海町長が就任。委員の紹介に続き、協議会規約

の人もいれば、反対の人もおり、協議会での自由な発言ができないことのないように傍聴規程で配慮してもらいたい。

協議事項

協議会での協議内容を簡単に紹介します。

1. 協議会の公開

提案説明の概要

協議会を進めていく上で、公開にするか否かを決めておく必要がある。宗像市、玄海町両議会の合同合併対策特別委員会でも公開についての議論がなされ、また宗像市の臨時議会でも、公開にしてほしいとの要望が出された。主な意見

住民に合併問題をより理解してもらう意味から、行政における説明責任を考え、常に公開していくことを基本にしたい。

基本的には公開すべき。ただし、やむを得ない事情がある場合には、非公開としてもいいのではないか。

住民の福祉の向上に関わることで、原則的には公開すべき。事案によっては、公開できないのか問題がある。住民の中には合併に賛

を得ない事情がある場合には、非公開としてもいいのでは、などの意見が出ましたが、原則公開で一致。自由な発言ができるように、と傍聴規程が作成されることになりました。

これにより、合併の協議が住民に開かれた中で行われることになりました。主役は住民という考えが明確に打ち出されたわけです。

この後、どれだけの人で合意とするのか、予算はこれで良いのかなどを協議。予算は、全員一致で可決。合意の方法については、委員の意見を参考に、事務局が具体案を作成することになりました。

協議会会長1人、委員25人からなる総勢26人。宗像市と玄海町の行政、議会、学識経験者としての住民代表で構成されています。

次回の協議会は、5月21日の宗像市長選挙後の6月末から7月初めに開催される予定です。

2. 合意の方法

提案説明の概要

基本的には公開。住民に逐次、協議会でどのようなことが協議されているのかわかるようにしてもらいたい。

合意の方法は一般的な合併協議会の事例では、多数決による決定はなされていない。事例としては、全員一致を原則としており、どうしても意見が分かれる場

合は、3分の2以上の合意、あるいは概ねの合意としているところが多い。

概ねの合意はあいまいすぎる。議会では過半数としているが、この協議会では3分の2以上の賛成をもって合意とすべきではないか。

基本的には全員一致の結論が出るまで議論すべき。しかしながら、意見が分かれる場合には、せめて3分の2以上の賛成が必要ではないか。

全員の賛成は現実的に

「めざすは市郡合併」で一致

協議会冒頭での宗像市長、玄海町長のあいさつの概要を紹介します。このあいさつの中で両市町長が、最終的には市郡合併をめざしていることがわかります。



宗像市長 瀧口 凡夫

まさに春爛漫の季節、今日は宗像市と玄海町の合併協議会第1回でございます。委員の皆様方全員ご参加いただきまして本当にありがとうございます。先程玄海の木村町長との協議で、私、瀧口が宗像市・玄海町合併協議会の会長、木村町長が副会長、というところで合意しました。



玄海町長 木村 久生

みなさんこんにちは。玄海町長の木村でございます。瀧口市長から話がありましたように、会長、副会長につきましては、話し合いの結果、瀧口市長に会長をしていただき、副会長としていただきました。私は、副会長としてあいさつさせていただきます。

会長として委員のみなさんに次の3つをお願いいたします。一つは、協議会では、合併の可否も含めて協議することになります。宗像市と玄海町の将来を左右する歴史的な事業であり、ご先祖様や子孫にたいしても、責任のある決定をしていかなければならない、と考えております。

二つ目は、宗像市と玄海町の先行合併を行い、最終的には1市3町1村の大同合併をめざす、そういった

私はこれまで宗像市郡での合併が望ましいと主張してきました。しかし、ご存知のように、玄海町の住民の約4割の方たちの署名をもって合併協議会設置の要求がなされ、玄海町議会でも合併協議会設置の可決をいただきました。これからは宗像市と玄海町の合併について、この協議会できちんと話し合いをし、合併の可否を考えていかなければならないと思っております。

先日の徳山市の視察の事例では、最初は3市で合併協議会が設置され、あとになって2町が加入しております。私としては、これからは宗像市郡の首長と話し合いをしながら、可能であればこの合併協議会に福岡市、津屋崎町、大島村も加わっていただければ、宗像市郡の合併も一気にすすむと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたしますが、簡単ではございませんが私のあいさついたします。

職員の人件費は、宗像市と玄海町がそれぞれ直接支払う。協議会の運営に係る経費は、宗像市と玄海町の折半とし、それぞれが負担金500万円ずつを支払い、利子を含めて1000万10000円の予算とした。

このほか、県費補助金として300万円の利用が可能だが、合併協議会の進捗よくに合わせ、必要であれば補助申請をしたいので、その時は修正予算の計上をお願いする。

主な質疑応答

質問

先進地は、「協議会だより」などの広報を頻りに出して、住民参加のまちづくりとして住民に広報している。広報はこの予算ですむのか。

回答
住民に知らせる広報は、協議会の進捗よく状況によって発行回数もかわり、予算も左右される。不足する場合には予備費の流用をお願いしたい。

協議会を年何回開催することで予算計上し

これらのほかに協議会では、議事録の正確性を規すために議事録署名委員を置くことが決まりました。

回答

年12回としているが、全員参加の協議会が12回になるかはわからない。小委員会も考えられる。合併の形態と時期が決まれば、それによって協議会の開催頻度も変わってくる。

合意の内容
全員賛成で、協議会の予算が認められた。

3. 合併協議会 予算について

提案説明の概要

職員の人件費は、宗像市と玄海町がそれぞれ直接支払う。協議会の運営に係る経費は、宗像市と玄海町の折半とし、それぞれが負担金500万円ずつを支払い、利子を含めて1000万10000円の予算とした。

このほか、県費補助金として300万円の利用が可能だが、合併協議会の進捗よくに合わせ、必要であれば補助申請をしたいので、その時は修正予算の計上をお願いする。

これらのほかに協議会では、議事録の正確性を規すために議事録署名委員を置くことが決まりました。

宗像市・玄海町 合併協議会規約

第1回宗像市・玄海町合併協議会では、同協議会の規約が報告されました。規約の主な内容を紹介します。

- (協議会の担任する事務)
協議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 2市町の合併に関する協議(合併の可否を含む。)
 - (2) 新市の建設に関する基本的な計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるものを除くほか、2市町の合併に關し必要な事項
 - (委員)
委員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 2市町の長のうち会長に充てられた者以外の者
 - (2) 2市町の助役
 - (3) 2市町の議会の議長及び副議長
 - (4) 宗像市の議会においてその議員のうちから選出された者 2名
 - (5) 玄海町の議会においてその議員のうちから選出した者 2名
- (協議会の運営)
協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2、会長は、会議の議長となる。
 - 3、会議の議事その他会議の運営に關し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
 - (小委員会)
協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。
 - 2、小委員会の組織及び運営
- (経費の支弁の方法)
協議会に要する経費は、2市町が負担する。
- (監査)
協議会の財務の監査は、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して行う。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- (財務に関する事項)
協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に關し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

に關し必要な事項は、会長が協議に諮り別に定める。

(幹事会)
協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2、幹事会の組織及び運営に關し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)
協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2、事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、2市町の長の協議を経て、会長がこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)
協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

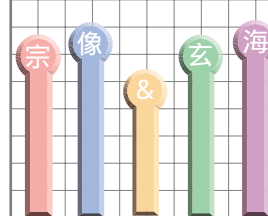
合併協議会会長と委員

学識経験者		議会議員		行政	
県	玄海町	宗像市	玄海町	宗像市	玄海町
佐藤光俊	松石美栄	佐藤周子	村田賢二	石橋誠	山下恵美子
岡山昌裕	森正彦	西山功	清水正博	権田要助	田原敏美
坂本守正	早川信孝	谷口昭郎	河東義次	三浦貞雄	鎌田正治
小林久生	木村久生	村田良之	玄海町総務課長	玄海町企画財政課長	玄海町企画財政課長
宗像市長(会長)	宗像市助役	宗像市総務部長	宗像市企画調整部長	宗像市企画調整部長	宗像市企画調整部長
立石実(宗像市)	井上均(玄海町)	河野克也(宗像市)	大森晴源(玄海町)	安部真(宗像市)	

事務局

事務局長	立石 実 (宗像市)
局長補佐	井上 均 (玄海町)
調整係長	河野克也 (宗像市)
係 員	大森晴源 (玄海町)
	安部 真 (宗像市)

数字で見よう



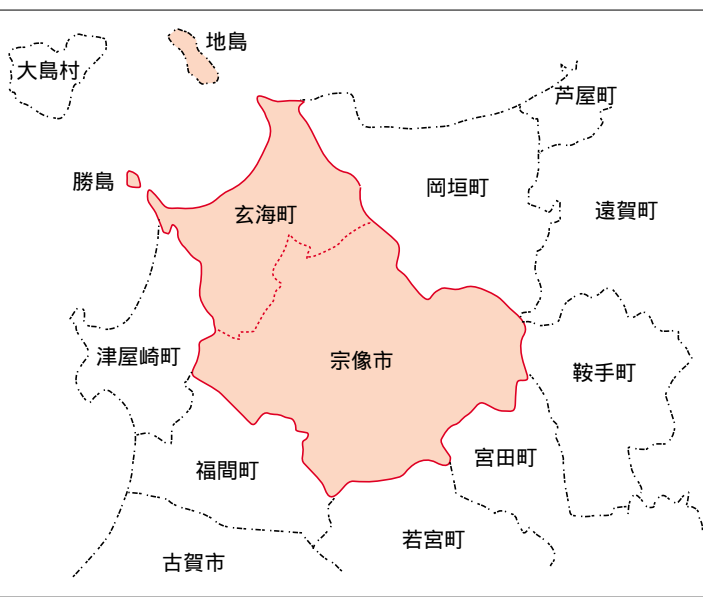
ここでは、宗像市と玄海町を数字で見たいと思います。お互いのまちをもっと知り合うためです。



白砂青松のさつき松原 (玄海町)



宗像市総合市民センター・宗像ユリックス (宗像市)



両市町の人口、世帯数、面積の比較

区 分	宗 像 市	玄 海 町	計
人口 (人)	80,922	10,085	90,980
世帯数	28,433	3,300	31,733
面積 (km ²)	76.82	34.68	111.5

(平成12年3月末)

産業構造別就業人口の比較

(就業人口=15歳以上で収入になる仕事に就いている人の数)

	宗 像 市		玄 海 町		宗像市+玄海町	
	就業人口(人)	率(%)	就業人口(人)	率(%)	就業人口(人)	率(%)
第1次産業	1,133	3.4	969	22.5	2,102	5.5
第2次産業	7,535	22.4	923	21.5	8,458	22.3
第3次産業	24,976	74.2	2,411	56.0	27,387	72.2
合計	33,644	100.0	4,303	100.0	37,947	100.0

(平成7年度国勢調査より)

・第1次産業=農業、林業、漁業など・第2次産業=鉱業、建設業、製造業など
・第3次産業=電気・水道業、運輸業、卸売・小売業、金融業、サービス業など

これまでのうごき

- 昭和40年 「市町村の合併の特例に関する法律」制定
- 昭和56年 4月 宗像町が市制を施行する際に、郡部の3町1村に合併を呼びかける
- 平成7年 9月 玄海町議会で「広域行政に関する特別委員会」を設置
- 12月 宗像市議会で「広域行政調査特別委員会」を設置
- 平成8年 6月 宗像市長は、6月議会で宗像市郡の大同合併の必要性を表明
- 平成9年 3月 宗像市において、宗像市・玄海町・大島村(1市1町1村)と宗像地区(1市3町1村)の2パターンでの合併を想定したシミュレーションの調査結果を発表
- 5月 玄海町は、合併に關しての研究をするため「玄海町将来構想研究会」を発足
- 6月 宗像市議会で合併対策特別委員会を設置
- 平成10年 3月 玄海町長は、「玄海町将来構想研究会」の報告を受け、3月議会において宗像市郡(1市3町1村)の大同合併の必要性を表明
- 10月 宗像市と玄海町で、合併実現に向け必要事項の調査研究を進めるため、事務レベルで構成する「宗像市・玄海町合併研究会」を発足
- 10月~12月 宗像市・玄海町で合併に關するアンケート調査実施
- 平成11年 3月 宗像市議会と玄海町議会で、合併に向けて積極的な協議を進めるための「確約書」を締結
- 6月 玄海町議会で「合併対策特別委員会」を設置
- 7月 「市町村の合併の特例に関する法律」改正
- 9月 宗像市議会で「合併対策特別委員会」を設置
- 12月 宗像市と玄海町の合併を目指す住民団体「宗像人の会」による、合併協議会設置の直接請求のための署名活動開始
- 平成12年 2月9日 「宗像人の会」による、宗像市と玄海町の合併協議会設置の直接請求
- 4月5日 宗像市議会と玄海町議会において、合併協議会設置を議決
- 4月17日 宗像市・玄海町合併協議会の設置
- 5月1日 合併協議会事務局発足



合併手続きの概要

